

承第2号

専決処分の報告及び承認について

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第4号

専 決 処 分 書

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項、第19項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第37項若しくは第42項」に、「又は第28項」を「又は第30項から第33項まで」に、「若しくは第28項」を「若しくは第30項から第33項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

三島市長 豊岡 武士